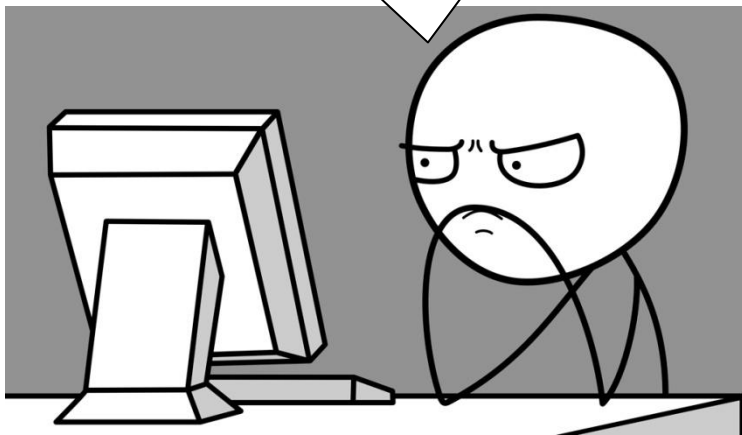


知っていて損しない

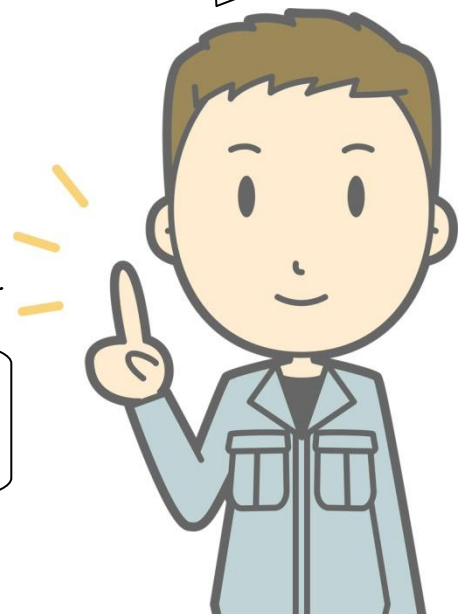
路頭に迷わないための基礎知識 (大阪府内版 2017年2月)

今の仕事を辞めたくなった。
家賃を払えなくなりそうだ。
生活費がなくなりそうだ。



転ばぬ先の知恵。
使えそうな支援制度を
知っておこう。

「どうしよう」と思い悩んで、
動き出すのが手遅れにならないよう、



路頭に迷わないための基礎知識

注意！ この冊子にのっている情報は、2017 年 2 月現在の大阪市の基準です。自治体ごとに住宅扶助限度額や住居確保給付金の収入限度が異なるので、くわしくは申請先の窓口にお尋ねください。

〔路頭に迷わないための最大のポイント〕は、住むところを失わないこと。

住むところさえ維持していれば、生活を再建するために使える制度がいくつかある。
つまり、まだ「0 から再出発」できるということ。

だが、住むところを失えば、使える制度が大きく制限されてしまい、就職するにも圧倒的に不利になる。
「マイナスから0に持っていき、さらにプラスに変えていく必要」が出てくる。
大変な労力とストレスになる。

ここでは、まずは住むところを失わないためにどうすればいいかを考える。

1、今勤めている会社を辞めたい、替わりたいと思ったら。

① **突然辞めずに**、3 か月は我慢しよう。**辞めるための準備**をしっかりやっておこう。

- ア、月 3 万円以上、**最低 10 万円は貯めて**おこう。
- イ、**毎月の給与明細は捨てずに、必ず残して**おく。
- ウ、**家賃は滞納せずに**、しっかり払っておく。
- エ、できれば印鑑証明書の登録をしておく。
- オ、預金通帳は作っているか。失くしたなら再発行しているか。
- カ、単身者の場合、家賃は 4 万円以下のところに住んでおこう。

② **いざやめるときには。**

ア、就職後 6 か月以上勤めているなら、**有給休暇の残日数を計算**して、使い切る日を退職日にする。
(試用期間も含めて入職日から6か月経過すると、パートやアルバイト・週1日の所定勤務でも、労働基準法により自動的に発生する。また、**有給休暇を使い切って辞めることは、何ら問題ない。**)

「有給休暇」＝◆ 就業規則に規定がある場合＝就業規則にのっとる。

就業規則に規定がない場合＝勤務開始 6 か月経過後にその後 1 年間で 10 日、その後 1 年 6 か月経過後に 11 日、2 年 6 か月経過後は 12 日、以降 1 年経過するごとに 2 日ずつ増え、最大で 20 日。(所定勤務が週 30 時間未満で 4 日以下の場合、は、少なくなることに注意。)

◆ **2 年間有効期間**があるので、今年 10 日有給休暇があり、うち 2 日使っていたら、翌年は残日数 8 日+11 日=19 日間使える。

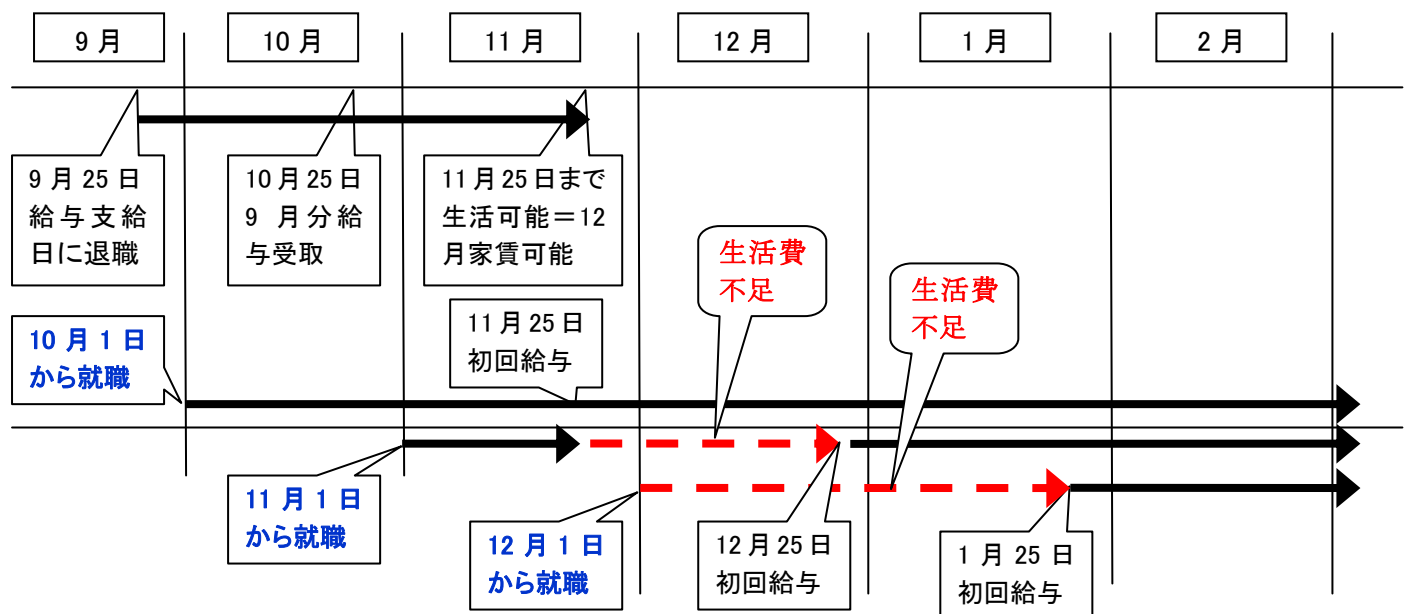
◆ **会社の所定休日は有給休暇の使用日にはならない**ので、土日祝休みの会社なら、15 日あれば、祝日を除く月～金で、退職予定日の 3 週間前から使える。

イ、雇用保険に加入している場合は、自己都合退職であっても、受給資格(2年間のうち1年以上の加入期間)がなくても、**離職票と退職証明書は必ず**会社からもらっておく。(できれば源泉徴収票も)

ウ、辞めたらすぐに退職手続きを取ってくれるように、辞める前に会社にしっかり言うしておく。**辞める日に、離職証明書の退職理由の本人同意欄に署名し、印鑑をついておく**ようにする。

(本人確認印が押された離職証明書を、会社がハローワークに提出 → 会社から本人に離職票が送られてくる → 離職票をもって住所を管轄するハローワークに行って失業手当の手続きをする)となるため、ハローワークに手続きをする時期をできるだけ早めるようにしよう。

エ、**有給休暇取得後、退職日までの間に、できるだけ多く求職応募し**、退職から再就職までの期間をできるだけ短くする。(ハローワークに失業手当の手続きをするよりも前に再就職した場合や、手続き後1週間以内に再就職した場合には、再就職手当などが出ないが、受給日数にかかる加入期間には、辞めた会社の期間もプラスしてくれるので、損することはない。)



2、実際に会社を辞めたら。

① **できる手続きはすぐに**しておく。

ア、退職証明書をもって、市(区)役所に国民健康保険の手続きをしにいく。その時は、失業をしたことを話して、**国民健康保険料を限度額いっぱいまで下げてもらえるよう**に頼み込む。

(保険料は、原則は、前年の所得に比例して決まる。自己都合退職だと会社都合退職とは違って、申告だけでは減免措置が取られないため、窓口できっちり交渉する必要がある)

② **家賃を滞納し始める前に**、使える給付金制度、公的貸付制度を活用する。

ア、生活困窮者自立相談窓口（「生活サポート、くらしサポート、生活自立相談」とかの名称で、役所の中にある市が多い）に相談に行き、**住居確保給付金**を申請する。

- ◆ 大阪市の場合、失業中の単身者で、申請月の収入（給与であれば通勤手当を除いた、税金・社会保険料控除前の「額面」）が、84,000 円+家賃分（ただし 40,000 円までで実費分のみ）＝最大で 124,000 円以下であれば、申請可能。（自治体によって 11 万 9 千円～12 万 4 千円の幅あり）
- ◆ 大阪市の場合、単身者であれば、貯金（手持金ふくむ）が、50 万円 4 千円以内なら申請可能。
- ◆ 申請して審査に通れば、申請月の翌月分から 3 か月間（最長 9 か月まで）、家賃分が家主または管理会社に支払われる。
- ◆ 次のメリットがある。1、**支給**であって貸付ではないので**返さなくていい**。2、2 年以内に離職した証明（離職票か退職証明）が必要だが、**雇用の期間や形態は問われない**、3、**失業手当の給付制限（自己都合退職の場合の 3 か月間）中でも支給**される。ただし、自立相談支援事業等に申込み、受給中、常用就職に向けた一定の求職活動を行う義務が生じる。
- ◆ 賃貸契約書に加えて、**家主か管理会社の承諾書類が必要**になるので、家賃を滞納する前に家主か管理会社に協力をお願いするのがいい。（滞納分までさかのぼっては出ないことに注意。）

イ、そもそも失業手当をもらう資格がない（加入期間が短い。加入していなかった）場合や、失業手当をもらいきっても再就職できなかった場合は、**総合支援資金貸付**を申請してみる。（**申請先は**、自分が住んでいる市（区）の**社会福祉協議会**。住居確保給付金と併給できる。）

- ◆ 単身者で、最高月 15 万円（実際には、前職の手取り賃金が 15 万円以上なら 15 万円、それ以下なら手取り額が基準になる）を、3 か月程度貸し付けてくれる。
- ◆ **離職が 2 年以内**であることに加え、**3 ヶ月以上同一事業主に雇用されていた**ことが要件になる。書類としては、離職票や 3 ヶ月分の給与明細などに加えて、貸付なので**印鑑証明書も必要**。
- ◆ 連帯保証人は不要。ただし年利 1.5%になる。
- ◆ 緊急小口資金等を借りて返済を延滞している場合は借りられないし、負債の総額と返済額が大きく、**貸付金の返済が困難になる可能性が高いと判断された場合**には、**借りることができない**。
- ◆ 失業手当の受給資格がある場合（給付制限期間中も含めて）は借りられない。
- ◆ 書類をそろえて**申請してから振り込まれるまで、1 か月近く**かかることに注意。

ウ、「就職は決まったが、初回給与まで生活費・通勤費がない」、「生活保護や総合支援資金を申請したが、初回支給（貸付）日まで生活費が足りない」などの場合、**緊急小口資金**を申請してみる。（申請先は、**社会福祉協議会**。住居確保給付金と併給できる。）

- ◆ 生活困窮者自立相談窓口から支援を受けることが条件になる。
- ◆ 10 万円以下で、必要と認められた金額を貸し付けてくれる。
- ◆ 給与明細・離職票は、特に要求はされない。ただし、申請前の収入額が分かるものと、銀行口座・**印鑑証明書は必要**。連帯保証人は不要で、償還期限までは無利子。
- ◆ 書類をそろえて**申請してから振り込まれるまでに約 2 週間**かかることに注意。

③ それでも難しかったら、**生活保護を申請**する。

ア、預貯金・現金あわせて生活保護費の**およそ半月分(単身者は約 6 万円)**を切っていれば、申請できる。大阪市の場合、単身者は**家賃 4 万円以下 (部屋の広さや自治体によって異なる)**のところに住んでおく必要がある。(家賃が高いと、転居必要の場合あり。その他、土地建物や生命保険、自家用車などがあれば、その処分を求められる場合が多い。)

イ、賃貸契約書、家賃の振込みが分かるもの、通帳(銀行口座があれば)、年金手帳(申請時になくても後で再発行してもらえばいい)、印鑑等をもって、福祉事務所(役所の生活保護課、生活支援課、生活福祉課など)に申請に行く。

ウ、申請から決定まで約 2 週間、実際の保護費の支給までさらに約 1 週間、**3 週間分の生活費か食料は持っておく**必要がある。

エ、親、子、兄弟には扶養義務照会(面倒見れないかの問合せ)が行くことに注意(例外あり)
オ、生活保護を受けながら仕事をすることは推奨される。働いた収入は、いくらか(就労収入が 15,000 円以内の場合は収入額分、以上の場合は 15,000 円+いくらか)が、生活保護費と合わせた本人の収入額になるように計算される。

カ、単身者であれば、手取り収入が月 15~6 万円以上が数か月続くようになれば、保護廃止が停止される。(本人から保護廃止を申し出てもいい)

3、再就職したら、

① **労働条件をすぐに確かめる。**

ア、契約期間、労働時間、交通費

イ、雇用保険は入っているか。社会保険(厚生年金・健康保険)に入っているか。

ウ、**試用期間がある場合。→ 試用期間中は雇用保険・社会保険に入っているか。入っていないければ、試用期間終了後に入れるか。**(給与明細に「控除項目」で雇用保険料や厚生年金保険料・健康保険料が差し引かれているかを確かめる方法もある)

エ、**住民税は引かれているか。→ 引かれていなければ、翌年に、役所から直接本人に請求が来る。**支払わなければ債務になるが、税金は自己破産しても免責されない。(チャラにはならない。滞納分は一生追いかけてくるので注意。)

② 公的な債務(国民健康保険料、住民税、公共料金など)と家賃滞納分(保証会社が支払った場合もふくめ)を、分割でいいからしっかりと返す。

③ **月々の生計費と貯蓄額を定めて、毎月少しでも貯金**する。

ア、30~40 代の生活保護費を基準にして消費する。(生活扶助 7 万 9 千~8 万円+家賃 4 万円)

- イ、「交通費を除いた手取り収入」から、「135,000 円（保護費が減額されない就労収入の限度額 15,000 円＋生活保護費）」を引いた差額分以上は、毎月貯金するのが望ましい。
- ウ、ただし、社会保険に加入していなかったり、住民税が給与から引かれていない場合には、さらに 2 万円以上、イの額にプラスした額を残すのがいい。）

4、派遣の寮や住込みの場合

- ① **突然辞めずに、3 か月はガマンしよう。辞めるための準備**をしっかりとっておこう。

- ア、**25～30 万円**は最低貯めておこう。**貯まっていなければ、辞める前に、**辞めた後すぐに
行ける**次の住込み就労先**を見つけておく。
- イ、**毎月の給与明細は捨てずに、必ず残しておく。**
- ウ、預金通帳は作っているか。失くしたなら再発行しているか。
- エ、携帯電話代は滞納せずにしっかり払っておこう。
- オ、辞めるときに離職手続きがすぐできるように、事前に会社に辞める日を言うておく。

- ② できるだけ自己都合で辞めず、**雇用契約期間の満了で辞めよう。**

- ア、（雇用保険の受給資格が生じている場合） 給付制限なく、すぐに失業手当がもらえる。
- イ、国民健康保険の減免措置を受けられる。

- ③ 金が貯まっていたら、**辞めたらすぐに部屋を借りる**ようにしよう。

- ア、大阪市内は家賃 4 万円以下（その他の市では 3 万 8 千円以下がいい）、初期費用（保証金
礼金・翌月家賃、当月日割家賃、保証料、火災保険料、仲介手数料など）合計 10～15 万
円以下の物件を探す。
- イ、借入申込み後、保証会社の審査で 1 週間、入居待ちで 1 週間、合計 2 週間はみておく。
- ウ、保証会社の審査が通って正式に契約したら、入居前であっても住民登録を新住所に移し、
その住民票と離職票（その時点で持っていれば）、印鑑をもって、住所地のハローワーク
に失業手当の申し込みに行く。
- エ、**部屋を借りた後で、**必要であり要件に合致していれば、**住居確保給付金や貸付制度、生
活保護などの申し込み**をすればいい。

つまり、最低でも、部屋を借りる初期費用+布団代、2 週間分のネットカフェ代、5～6 週間分の
生活費は持っておかないと、行き詰ってしまう。

失業手当の受給資格がない（あるいは給付制限がかかる）場合、5～6 週間分の生活費がない場
合は、短期や日払いの派遣・アルバイトを見つけて、早急に働きだしたうえで、**ネットカフェ生活
を長引かせずに、貯金は部屋を借りる金にあてたほうがいい。**

5、生活に行き詰まったら、家賃を滞納する前に相談しに行こう。

- ① **生活困窮者の相談窓口**（住居確保給付金など）＝大阪市内は各区役所、その他は各市役所などに設置されている。（「生活サポート、くらしサポート、生活自立相談」などの名称）
- ② **生活保護の申請窓口**（生活保護、一時生活支援事業など）＝大阪市内と堺市内は各区役所、その他は各市役所など（東大阪市は、東中西の3か所、豊中市は、本庁と庄内の2か所）にある。（いわゆる福祉事務所。実際は「生活保護課、生活福祉課、生活支援課」などの名称。）
- ③ **社会福祉協議会（総合支援資金貸付、緊急小口資金）** 大阪市内は各区、その他は各市。

6、生活の計画を立てよう。

- ① 家賃 40,000 円 + 共益費 5,000 円 + 水道代 2,000 円 の場合 = 47,000 円
- ② 電気代 5,000 円 + ガス代 3,000 円 = 8,000 円
- ③ 携帯電話代 8,000 円 または携帯電話代 5,000 円 + インターネット代 3,000 円
ここまでで、63,000 円
- ④ 飲食代 1 日 1,500 円 × 30 日 = 45,000 円
- ⑤ 日用品、衣服代、その他 = 10,000 円
ここまでで、118,000 円 → ほぼ単身者の生活保護費
- ⑥ これに NHK 受診料がかかったりする。（生保受給者は免除）
家賃、共益費などがもう少し低ければ、使える金も少し増える。

〔健康保険・厚生年金に加入している場合〕

月々の手取給料 — 通勤費 — 135,000 円（できれば 120,000 円）= 残りを貯金する。

〔健康保険・厚生年金に加入していない場合〕

月々の手取給料 — 通勤費 — 135,000 円（できれば 120,000 円）= 国民健康保険料（5,000 ～ 15,000 円位か）を別に取りおいて、残りを貯金する。

〔目標額 40 万円に達するまで貯金し続けよう〕

ア、自己都合で退職後、給付制限が明けて**最初の失業手当をもらうまで、最低 4 か月。**

イ、派遣の寮を出て、アパートを借りてすぐに働きだし、最初の給料もらうまで。

「入居前 2 週間のネットカフェ代＋食費で 5 万円」＋「入居費 15 万円」＋「家具など 5 万円」＋「最初の給料日まで 1 ヶ月半～2 ヶ月の通勤費と生活費で最低でも 15 万円」
＝40 万円は持っていたほうが安心。

それでも住まいを失くしてしまったら？

1、役所に相談しに行こう。

まずは、自分が今いる場所の大阪市・堺市であれば区役所、その他の市であれば市役所の「生活保護課」「生活福祉課」「生活支援課」などと看板が出ている、いわゆる「福祉事務所」

- ◆ 住民票をどこに置いているかは関係ありません。今どこで困っているからです。
- ◆ 大阪市であれば、「生活ケアセンター」という一時宿泊のための施設、「ホームレス自立支援センター」という、就職を探し働いて自立資金をためるための支援施設があります。
- ◆ その他の市でも、「一時生活支援事業」という、緊急一時的に宿泊場所を提供する支援策が実施されています。
- ◆ 住まいがなくても生活保護は申請できます。(ただし、アパートではなく救護施設と呼ばれる生活保護施設への入所になる場合があります)
- ◆ さまざまな要件があり、必ず適用されるとは言えませんが、自分の困っている状態を伝えて、相談してみてください。

2、「生活困窮者への公的相談窓口」もあります。

- ◆ 「くらしサポート」「生活自立相談」などの名称の相談窓口です。市役所・区役所の建物の中にある自治体が多いです。
- ◆ 最初から生活保護の担当窓口相談に行くのが不安なら、先にこの相談窓口に行って、自分はどの支援策が使えるのかなのか、相談してみるのもいいでしょう。

3、民間の相談機関に相談先を聞いてみる。

- ◆ 大阪希望館の電話・メール相談では、自治体等の相談窓口がどこにあるかお伝えします。

- ・ 電話相談：TEL 06-6358-0705（日祝除く 11:00~16:00 17年4月から）
- ・ メール相談：随時（ただし、返信が翌日になる場合があります）

Email osaka.kiboukan@gmail.com HP <http://www.osaka-lsc.jp/kiboukan/>

注意！ この冊子の情報は、2017年2月現在の大阪市の基準です。自治体ごとに住宅扶助限度額や住居確保給付金の収入限度が異なるので、くわしくは申請先の窓口にお尋ねください。

2017年2月発行

【作成者】一般社団法人 大阪希望館

所在地：〒531-0041 大阪市北区天神橋7-13-15
(ただし、直接の来所相談は受け付けていません。

まずお電話かEメールをください。)

この冊子は、独立行政法人福祉医療機構の平成28年度社会福祉振興助成で作成しています。